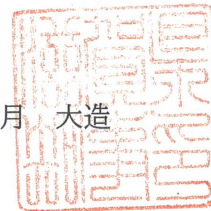




滋 広 政 第 156 号
令和4年(2022年)8月10日

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 里深 好文 様

滋賀県知事 三日月 大造



「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)」について(諮問)

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第2条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

諮問事項

- ・ 県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)

滋賀県土木交通部 流域政策局 広域河川政策室
担当 企画・計画係 柳本・花房
TEL 077-528-4274 FAX 077-528-4904
E-mail:hanafusa-daisuke@pref.shiga.lg.jp(花房)

令和4年(2022年)9月26日

滋賀県知事 三日月 大造 様

淡海の川づくり検討委員会
(滋賀県河川整備計画検討委員会)
委員長 里深 好文

県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方(案)について(答申)

令和4年8月10日付け滋広政第156号で諮問のあった標記について、別紙のとおり答申
します。

「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方（案）」に関する答申

審議の結果、県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方（案）について、妥当であると判断した。今後、個別河川における検討を進められたい。